

仮設給排水設置基準

仮設給排水の設置にあたっては、水道法等の関係法令及び本仮設給排水設置基準を遵守し本施設職員の指示に従って下さい。

1 事前の提出物について

- ・「仮設給排水設置申請書」に必要事項を記入いただき、必要書類(持込み機材・排水図面)を添付のうえ、本施設へ提出して下さい。

2 設置・撤去作業について

- ・現場責任者及び作業員は、設置業者であることを示すバッジまたは腕章などを着用して下さい。また、現場責任者不在の場合、作業を認めることが出来ない場合があります。
- ・設置作業開始及び送水開始時、また撤去開始時については、必ず本施設職員に連絡して下さい。送水開始時には、本施設職員が接続等を確認の上、送水確認を行います。
- ・排水は必ずグリストラップを設置してください。
- ・漏水等が発見された場合は本施設職員の指示を受けて下さい。
- ・仮設給排水ピット撤去時に配管器具等の取り忘れがないように処理し、ピットは必ず閉鎖して下さい。

3 送水の停止について（以下の場合は予告なく一部の送水、または全ての送水を停止します）

- ・届出や承諾なく持込み機材を使用した場合
- ・送水を継続することにより、危険な事態の発生が予測される場合
- ・送水の使用により周囲に危害等を及ぼす場合
- ・終日送水についての承諾を受けずに、施設利用時間外（または無人時）に送水を行っていた場合
- ・その他、本施設職員が必要と認めた場合

4 その他

- ・火災・停電・天変地異を始め、給排水設備の設置に係る各種損害については、本施設に重大な過失等がない限り本施設は一切その責任を負いません。また、盗難やその他トラブル等の被害が発生した場合の損害についても、本施設は一切その責任を負いません。
- ・使用後は清掃等を含め設置業者の負担により原状回復をお願いします。また、原状回復が完全でない場合は、本施設で原状回復を行い、それらに要した費用を請求させていただきます。